

相続専用定期預金「つなぐ」【単利型】取扱規定

1. 取扱期間

2025年7月1日(火)から2026年3月31日(火)までとします。

2. 定期預金の種類

お預け頂いた定期預金の種類は、「スーパー定期」の自動継続(元利金継続または元金継続)の証書式とします。

3. 預入金額

一口あたり100万円以上500万円以内

※相続により取得した現預金等を上限とします。

4. 適用金利

(1) 当初預入時

初回満期日まで

お預入れ期間1年：店頭表示金利+年0.200% (税引前利率) とします。

※金利は税引前のものです。個人の方は、支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。

(マル優をご利用の場合は除きます。)

(2) 初回満期日以降

初回満期日以降は、満期日における「スーパー定期」の期間1年ものの店頭表示金利を適用します。

5. 預入期間

預入期間は、1年の定型方式とします。

6. その他

その他の事項については、当庫ホームページに掲載しております「自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定」の定めにより取扱います。

萩山口信用金庫

2025年7月1日